

2025年度 町田市立金井小学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年4月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

I いじめ防止等における基本理念

○いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。

○いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。

〈具体的な学校の取組〉

（1）人権教育の充実

自他の人権や生命を尊重し、また、教育相談活動を充実させ、児童理解を深める。いじめを未然に防ぐために学級経営を充実させ、情報交換の機会をもち、いじめの問題の解決に向けて全校体制で取り組む。

- ①「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ②「人権標語」の取組（2学期）
- ③「生活指導夕会」での教員同士の共通理解（毎週金曜日）
- ④「いじめに関する授業」（道徳・学級活動）を学期1回以上実施
- ⑤「全校朝会」での講和による全体への指導

（2）心の教育の推進

助け合い・思いやりの心を育て、集団の一員としての豊かな人間関係を育てる。また「さわやかなあいさつのある学校」を目指す。

- ①「あいさつ運動」の取組（代表委員会・6年・各クラス）
- ②「道徳授業地区公開講座」の充実（1学期）

③「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進

（3）体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子どもたちが友達や社会と関わり合う中で、自分を大切にし、友達を大切にし、どんな立場の人に対しても、優しく接することができるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ①特別支援学級（みどりの教室）との交流給食（毎週木曜日）
- ②兄弟学年交流活動「なかよし班活動（なかよしタイム）」
- ③福祉体験（4年生）
- ④職場体験（2年生）
- ⑤「あいさつ運動」の取組〔代表委員会（毎日）・6年・各クラス・なかよし班（2学期）〕

2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

〈具体的な学校の取組〉

（1）実態把握

- ①「心のアンケート」の実施・結果の活用（毎月）
- ②「ふれあい月間」の実施・結果の活用（学期に1回）
- ③「いじめの対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用

（2）教育相談

- ①相談体制の充実（スクールカウンセラーとの連携）
- ②相談窓口の紹介
（「いじめの対応マニュアル（改訂版）『守る』『気付く』『防ぐ』」参照）

（3）「学校いじめ対応チーム」 月1回定例会 年3回の校内研修

3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童・生徒からの訴えを、抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

〈具体的な学校の取組〉

（1）早期対応・いじめ発見時

いじめに発展する可能性がある問題を発見した時は、迅速に適切な対応をする。いじめを受けている子どもに対しては、最後まで守り通すことを約束し、自尊感情を失わせないようにする。そのためにも、解決に向けて、学年、学校全体で組織的に対応する。

（2）関係諸機関との連携

スクールカウンセラーや関係諸機関との連携を密にする。

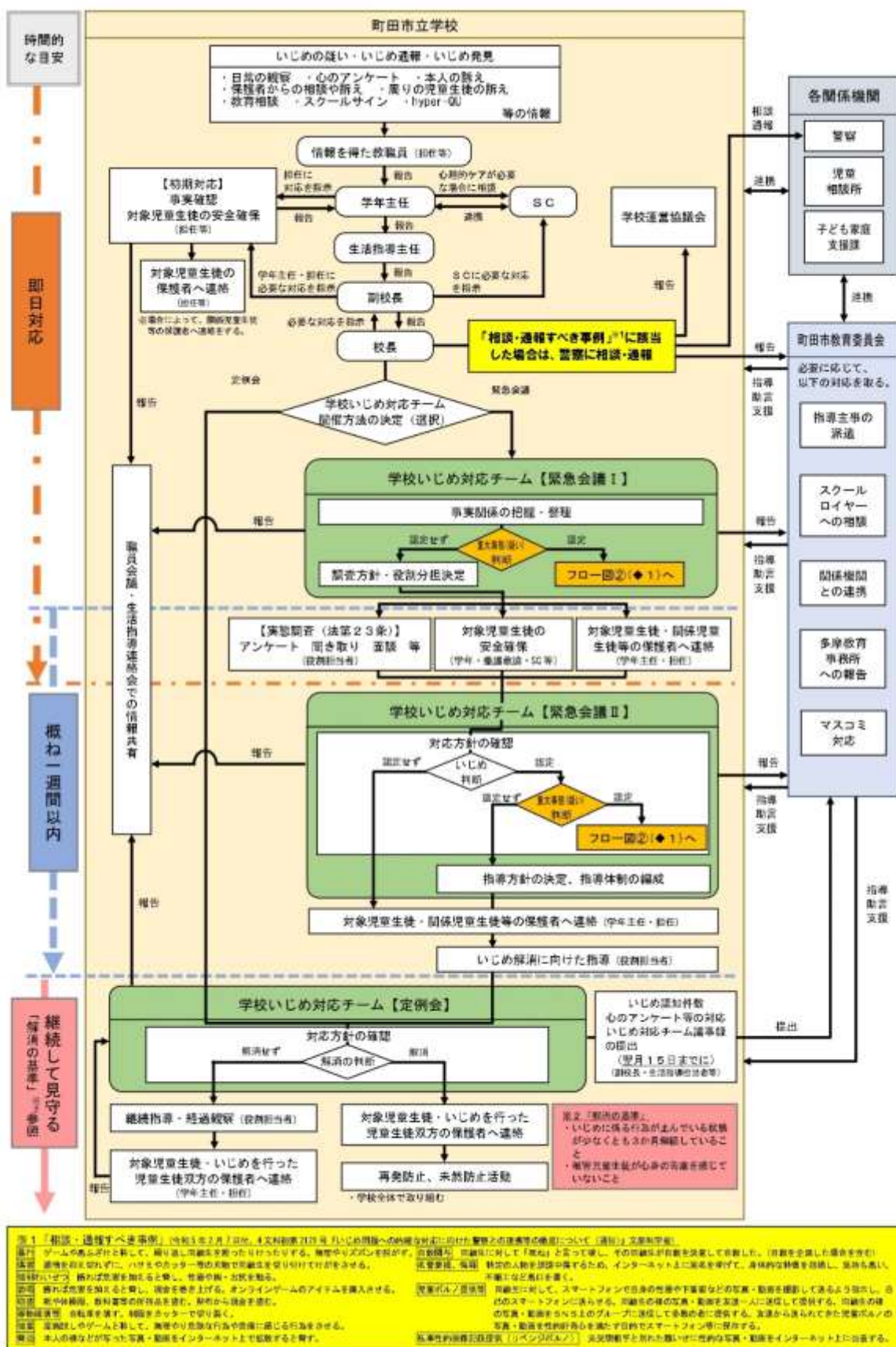
- ①いじめサポートチーム（指導課）
- ②スクールソーシャルワーカー（教育センター）
- ③まちだ JUKU（教育センター）
- ④保護司、民生・児童委員
- ⑤警察署、少年センター、児童相談所

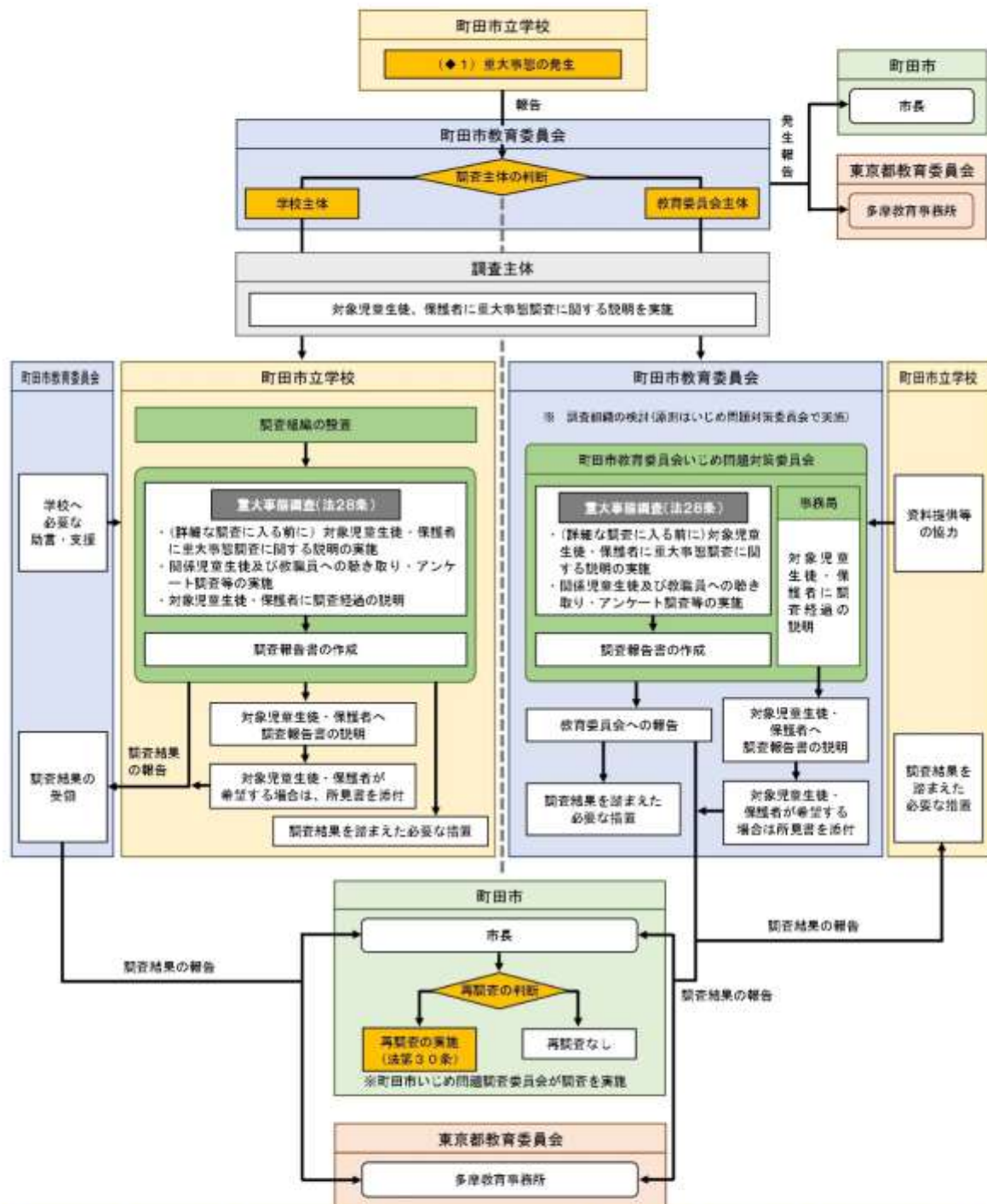
Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課

2025年3月版





【重大事態とは】(法28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
- 【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)
- 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

Ⅳ いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

V 金井小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】

校長	(須藤 潤一郎)	副校長	(日沖 達彦)
生活指導主任	(川崎 淑恵)	経営主任	(伊東 峻)
教務主幹	(村上 慎一)	当該学年主任	()
当該学級担任	()	養護教諭	(平山 安奈)
スクール・カウンセラー	(土井 裕一郎)		()
	()		()
	()		()

【役割】

- ・いじめ対応チーム定例会の開催、緊急会の開催
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	いじめの定義をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や学校いじめ対策基本方針の内容を理解する。 （いじめ総合対策上・下巻）（いじめ早期発見リーフレット）を活用する。
11月	「いじめ問題解消に向けた具体的な取り組み」について、実践例を用いてグループワークを行う。 （いじめ総合対策上・下巻）（いじめ早期発見リーフレット）を活用する。
2月	「学校いじめ防止対策基本方針」が自校の実態に合っているか教職員で内容を共通理解し、検証、改善を行う。 （ふれあい月間教職員シート・学校シート）を活用する

Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童・生徒に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として自分の好き嫌いにとらわれずに誰に対しても仲間はずれにしない心情を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ることによって自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育て、互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめは相手の心や体を傷つける行為であることを理解させるとともにいじめのない素敵な学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにして規範意識の醸成を行う。
2年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として自分の好き嫌いにとらわれずに誰に対しても仲間はずれにしない心情を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知ることによって自分の良いところを積極的に知ろうとする態度を育て、互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめは相手の心や体を傷つける行為であることを理解させるとともにいじめのない素敵な学級にするために自分に合ったよりよい解決方法を意思決定できるようにして規範意識の醸成を行う。
3年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として、いじめをすることなく、だれとでも公平に接しようとする態度を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめが起きたときにどうすればよいかを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない態度を育て、規範意識の醸成を行う。

4年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として、いじめをすることなく、だれとでも公平に接しようとする態度を育てる。
	11月	学級活動	友達や教師が見付けてくれた自分の良いところを知り、自分の良いところを伸ばしていこうとする態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	いじめが起きたときにどうすればよいかを考えることを通して、いじめをしない、させない、見過ごさない、見て見ぬふりをしない態度を育て、規範意識の醸成を行う。
5年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として誰に対しても差別したり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。
	11月	学級活動	自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていく態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	考え方や感じ方は人によって違いその違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせ、規範意識の醸成を行う。
6年	6月	道徳	公正・公平・社会正義を価値項目として誰に対しても差別したり、偏見をもったりすることなく、いじめを許さない公正・公平な態度を育てる。
	11月	学級活動	自分の良いところ、友達の良いところを見付け、学級の一員としての自分に気付くとともに、全員の良いところを学級で生かしていく態度を育て、お互いの個性の理解を行う。
	2月	学級活動	考え方や感じ方は人によって違いその違いを認めることが大切であることや、SNSをはじめとするインターネット上では「誤解」が生まれやすいことを理解させ、考えや気持ちを伝える方法を考えさせ、規範意識の醸成を行う。

